

平成20年度第6回庁議 会議録

[日 時] 平成20年8月25日(月) 午前9時30分～午前10時35分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、収入役、教育長及び各部局長

※港務局事務局は港湾課長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について

(関係部局)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。

今朝はわりと涼しかったですが、今年の夏は非常に暑く、職員の皆さんには、外での仕事もたくさんあり、大変ご苦労様です。

まちづくり校区集会は、8月11日の船木校区で終わりました。その中で出ました課題や質問につきましては、各部局にて整理して、今後の対応をお願いしたいと思っております。今回は、家庭ごみの一部有料化をテーマとして取り組みましたが、ごみ減量課、そして環境部の皆さん、大変ご苦労様でした。また、引き続いての説明も必要ですので、今後とも、よろしく願いいたします。

本日の議題は、市議会定例会提出議案と議会答弁課題の進捗状況です。来週の火曜日開会予定の9月議会の対応については、先週に会派説明があり、質疑応答があったと思いますが、各部局、質問が予想される項目、対応が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いいたします。

2 議 事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 では、議事に入る。

市議会定例会提出議案についてであるが、まず会派説明の報告を、企画部からお願いする。

<企画部長>

会派説明については、6項目について、8月19日から21日の間、それぞれの会派にご説明をさせていただいたが、その概要をご説明する。

まず、1点目の平成20年度9月補正予算について。この内容については既に20年度掲示板に掲示しているが、主な点についてご説明する。都市公園整備事業については、「平成16年に広瀬グラウンドの問題が起こったときに取り組むべきであった。今回の内容については知らされていなかった。」というご意見が自民クラブからあった。また、近代化産業遺産整備事業についてであるが、「土地の交換をして、取得後の煙突山の煙突及び周辺整備の考え方はどうか。」といったようなことで、自民クラブ、協働ネット21からご質問があった。また、救急医療体制啓発事業費については、啓発手法や取組みの内容について、公明党議員団、協働ネット21から質疑があった。また、ふるさと応援寄附金推進費についてであるが、「他市に比べて実績が少ないようである。」ということで、寄附に対するお礼の品物についての質問、そして、今後の取組みについての質問があった。また、貯木場事業特別会計の水面貯木場の埋立てについては、「埋立て免許など事業の条件整備の必要はないのか。」、あるいは、その土地の購入予定の企業の動向についてといったことでの質問があった。また、併せて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断基準の報告についてご説明申し上げたが、その内容について理解を深めるという意味でのご質問があった。

次に、2点目の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について。「条例制定の背景、目的、また、実質的な影響についてはどうか。」といったようなご質問があった。

3点目の新居浜市立中萩保育園の民間移管について。「既に移管している八雲保育園の状況はどうか。」、「一年間検証して、次を考えてはどうか。」といったようなことで、自民クラブからご質問があった。また、応募事業者についてであるが、「これまで大変少ないのだが、次は大丈夫なのか。」といった意味合いのご質問が、自民クラブ、みどりの風からあった。また、中萩保育園の保護者説明会に関してのご質問が、公明党議員団、みどりの風、無会派からあった。

4点目の別子山活性化推進住宅整備事業について。「建設戸数4戸であるが、その根拠は。」、また「どのような入居者を考えているのか。」、「活性化住宅の空き状況などの現状と入居条件の緩和についてどう考えているのか。」といったようなことが、自民クラブ、協働ネット21、みどりの風からご質問があった。

5点目の本郷公園（仮称）整備計画について。「予定している県立病院西側の道路は、拡張できないか。」、また「公園に夜間照明は設置するのか。」といったご質問が、自民クラブ、みどりの風からあった。また、「運動広場の内容は、何にするのか。」といった内容のご質問が、各会派からあった。

最後の6点目の国領川緑地再生整備計画について。「国領川河川敷のグラウンドの使用が既得権化しており、他の者が利用できないのは問題ではないか。」といったようなことで、自民クラブから。「堤防階段の整備をお願いできないか。」といった形で、協働ネット21、みどりの風からご質問があった。また、「移動式、可搬式のトイレ等を設置することを考えているとのことだが、具体

的にはどのようなものなのか。」というようなご質問もあった。

以上が6項目の会派説明での主な内容である。

市長 今の説明内容で、何か質問等あるか。よろしいか。

ないようなら、議案に沿って説明をお願いします。企画部から、水道局、総務部と順番に説明をお願いします。

<別添資料、市議会定例会関係資料に沿って説明>

<企画部長>

報告第16号・第17号、認定第2号・第3号、予算議案である議案第61号から第64号、そして、追加提出を予定している健全化判断比率の報告及び資金不足比率の報告について、ご説明する。

まず、報告第16号の平成19年度新居浜市継続費清算報告について。これについては、一般会計において継続費を設定して事業を進めていた駅周辺整備計画策定業務及び最終処分場建設事業について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をいたすものである。

次に、報告第17号の平成19年度新居浜市継続費精算報告については、公共下水道事業特別会計において継続費を設定して事業を進めていた終末処理場改築事業（水処理設備Ⅲ－2系）について、事業が完了したことから所定の継続費の精算報告をいたすものである。

次に、認定第2号の決算の認定について。平成19年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び平成19年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。決算の概要は、7月1日開催の第4回庁議で説明しているので、省略する。

次に、認定第3号の決算の認定については、平成19年度新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合一般会計歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。

次に、議案第61号から議案第64号までの予算議案については、お手元に配布している平成20年度9月補正予算案の概要に沿って、ご説明する。

まず、1の予算規模等についてである。今回の補正予算は、西町中村線改良事業の公共事業をはじめ、既設保育所整備事業、都市公園整備事業等の単独事業のほか、救急医療体制啓発事業費、ふるさと応援寄附金推進費等の施策費及び経常経費について予算措置をいたすものである。補正の規模は、8,548万1千円の増、補正後の予算総額は、418億1,909万7千円となり、前年度同期と比べて4億3,335万5千円、1.0%の増となっている。また、特別会計については、貯木場事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び介護保険事業特別会計の3会計の補正となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業について説明する。まず、公共事業の西町中村線改良事業について。平成21年度の最終年度に向けて今年度中の用地買収を完了するため、用地費及び補償費について予算措置いたすもので、3,160万円の追加となっている。次に、単独事業である。既設保育所整備事業については、平成21年度民間移管予定の南沢津保育園のトイレの便器の増設工事を実施するため、786万4千円を追加いたすものである。次に、都市公園整備事業についてで

あるが、これは新規事業である。中萩校区において公園が不足している現状に対応するため、県立新居浜病院北側の用地の所有者である愛媛県と協議の結果、無償借地での対応が可能となったことから、今年度、測量設計委託料及び荒造成等の工事費について予算措置いたすものである。次の近代化産業遺産整備事業も新規事業である。旧山根製錬所煙突、いわゆる煙突山であるが、この保存活用のため、当該用地と別子山の市有林について等価交換することの協議がまとまったことから、鑑定評価等を実施する予算を計上している。単独事業はこれらの事業で、2,550万8千円の増額となっている。次に、施策費である。まず、救急医療体制啓発事業費、これも新規事業である。適正な救急医療体制を維持していくため、シンポジウムの開催や、家庭においてできる救急医療の対応に関するパンフレット等を作成し配布する事業である。次のふるさと応援寄附金推進費も新規事業である。平成20年度の地方税法改正に伴い、個人住民税における寄附金税制の拡充となる「ふるさと納税」制度の導入がなされたことから、そのPRや誘導施策の積極的な展開を図るための経費について措置いたすものである。次に、市民税課税システム推進費について。平成20年4月の地方税法改正により、平成21年10月から公的年金の特別徴収が開始されることから、必要なオンライン課税システムへの回収経費等について措置いたすものである。施策費については、これらの事業で、3,020万6千円の増額となっている。これらを賄う財源であるが、県支出金、繰越金、諸収入及び市債で措置をいたしている。

次に、特別会計について。まず、貯木場事業特別会計の今回の補正は、2,000万円の追加であり、内容としては、多極型産業推進事業用地北側にある水面貯木場を埋め立て、新たな工業用地を造成するための測量設計委託料について予算措置いたすものである。次に公共下水道事業特別会計であるが、今回の補正は、224万1千円の追加であり、補正後の予算総額を71億862万2千円といたすものである。内容としては、終末処理場改築事業により発生した不用物品の売却処分に伴う償還金について予算措置いたすものである。次に介護保険事業特別会計であるが、今回の補正は、1億190万7千円の追加であり、補正後の予算総額を96億7,844万円といたすものである。内容としては、平成19年度事業の精算に伴う介護給付費国庫負担金等の償還金及び基金積立金について予算措置いたすものである。

最後に、追加を予定している報告案件、健全化判断比率の報告と資金不足比率の報告について。これらについては、これまでの財政再建制度の問題点を改善するために制定された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成19年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告をいたすものである。

<水道局長>

認定第1号、決算の認定について、ご説明する。

これは、地方公営企業法第30条第4項及び第6項の規定に基づき、平成19年度新居浜市水道事業会計決算並びに新居浜市工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものである。なお、概要については、7月1日の第4回庁議で報告しているので省略する。

<総務部長>

議案第50号から議案第55号までの6件及び追加提出予定の人事議案について、ご説明する。

まず、議案第50号の財産の取得について。本議案は、消防ポンプ自動車CD-I型2台を取得するものである。去る8月1日、7社による指名競争入札の結果、3,010万円で、株式会社岩本商会が落札し、消費税及び地方消費税額150万5,000円を含む3,160万5,000円で、契約を締結しようとするものであり、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回、更新予定の消防ポンプ自動車は、中萩分団及び角野分団に配備する予定である。

次に、議案第51号の財産の取得について。本議案は、小型動力ポンプ付積載車3台を取得するものである。去る8月1日、7社による指名競争入札の結果、1,905万円で有限会社愛媛芝浦ポンプ商会が落札し、消費税及び地方消費税額95万2,500円を含む2,000万2,500円で、契約を締結しようとするものであり、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。なお、今回、更新予定の小型動力ポンプ付積載車は、大生院分団、多喜浜分団及び垣生分団に配備する予定である。

次に、議案第52号の工事請負契約について。本議案は、新居浜市清掃センター不燃物選別機械設備工事の請負契約である。去る8月1日、2社による一般競争入札の結果、2億1,200万円で、メタウォーター株式会社が落札し、消費税及び地方消費税額1,060万円を含む2億2,260万円で、契約を締結しようとするものであり、新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。工事の概要については、既設のリサイクル棟内に、資源ごみの選別、搬送、圧縮、梱包を行う設備機器を設置するもので、缶圧縮梱包設備、プラスチック圧縮梱包設備、電気計装設備を新設し、雑ごみ処理設備を増設するものである。

次に、議案第53号の新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例及び新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は、昨年5月に株式会社日本政策金融公庫法が公布され、国民生活金融公庫を解散し、その権利義務は日本政策金融公庫が承継することとされたことに伴い、退隠料等の受給権を担保に供することが容認される機関の名称を改めるものである。改正の内容については、まず、第1条の新居浜市吏員退隠料、退職給与金、死亡給与金及び遺族扶助料条例の一部改正については、第11条の「ただし書」において、国民生活金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改正するものである。次に、第2条の新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、第3条第2項「ただし書」において、国民生活金融公庫を株式会社日本政策金融公庫に改正するものである。この条例は、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第54号の新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について。地方自治法の一部を改正する法律が本年6月18日に公布、9月1日に施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改めることとされた。本議案は、地方自治法の一部改正を受け、新居浜市議会議員の報酬の支給方法等に関して、新居浜市議会議員等の報酬及び費用

弁償に関する条例とは分離して規定するため、新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を制定し、報酬の名称を議員報酬に改正するとともに、関係条例の規定を整備するものである。条例の内容についてであるが、第1条については、本条例制定の目的を定めようとするものである。第2条については、議員報酬の月額を定めようとするものである。第3条、第4条及び第5条については、議員報酬の支給方法に関して、必要な事項を定めようとするものである。次に、第6条については、費用弁償額及び支給方法に関して、必要な事項を定めようとするものである。第7条については、期末手当の支給方法等に関して、必要な事項を定めようとするものである。附則第1項については、この条例の施行の日について規定しようとするものである。附則第2項の新居浜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正により引用条項のずれが生じたため、条文を整備しようとするものである。附則第3項の新居浜市議会議員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、新たに議員報酬の支給方法等に関する条例が制定されることにより、議員の報酬の支給方法等に関する規定を削除するとともに、題名を新居浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に改正しようとするものである。附則第4項の新居浜市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、条文中の報酬を議員報酬に改正しようとするものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案第55号の公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。平成18年6月に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が公布され、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正された。この改正により、職員の派遣先となりうる団体の一つとして、従前の民法第34条の規定により設立された法人に代わり、一般社団法人又は一般財団法人が規定されるとともに、それらを含む同法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものを公益的法人等と定義された。今回の条例改正の内容であるが、同法の改正に準じ、題名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めるとともに、第1条中の公益法人等を、公益的法人等に改正しようとするものである。なお、この条例は、法律の施行日に合わせ、平成20年12月1日から施行したいと考えている。

次に、追加提出予定の人事議案についてである。まず、新居浜港務局の監事の任命については、新居浜港務局の監事、本田國廣氏は、平成20年12月18日をもって任期が満了するので、新たに監事を任命するについて、議会の同意を求めるものである。

次に、人権擁護委員の候補者の推薦について。人権擁護委員、杉本枝里子氏及び丹絹子氏は、平成20年12月31日をもって任期が満了するので、新たに委員の候補者を推薦するについて、議会の意見を求めるものである。

なお、新居浜港務局委員会の委員、寒川公一朗氏から、平成20年8月31日付けをもって辞職したい旨の辞職願が提出されているので、新居浜港務局委員会委員の任命についても、議案概要の

追加提出予定には載っていないが、追加提出をしたいと考えている。

<市民部長>

議案第56号の新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。

現在の新居浜市手数料条例第5条第2項については、戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定した法律の規定に該当する方から、当該戸籍事項の証明に係る手数料を徴収しないことを定めており、同項各号にその根拠となる法律名等を列記している。本年12月18日には、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律が施行されることから、当該法律に係る規定を無料証明の根拠として新たに追加する条例改正が必要になっている。しかしながら、戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定している諸法律は、社会経済情勢等の変化により、その名称の変更や追加、削除等が随時行われており、当該法律の趣旨を遅滞なく条例に反映させるため、当該法律の規定に該当する方に対して、戸籍の無料証明を確実かつ円滑に行うことを可能とするとともに、適正な手数料条例の運用を図る必要があることから、今回の改正案を議案として提出した。改正の内容としては、新居浜市手数料条例第5条第2項を「戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、戸籍に関する証明を行うときは、手数料を徴収しない。」に改めようとするものである。なお、この条例は、公布の日から施行したいと考えている。

<福祉部長>

議案第57号及び第58号について、ご説明する。

まず、議案第57号の新居浜市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、保育園の名称及び位置を示す別表の中から、新居浜市立中萩保育園の項を削るものである。新居浜市立保育所の民営化に関する基本方針に基づき、平成22年4月1日付で中萩保育園を民間移管することに伴い、同日付で中萩保育園を新居浜市立保育所から削除しようとするものである。この議案可決後、移管先法人の公募・決定等の諸手続きを進める予定としている。なお、この条例は平成22年4月1日から施行予定である。

次に、議案第58号の新居浜市母子家庭医療費助成条例及び新居浜市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について。今回の改正は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、所要の条文整備を行うものである。まず、第1条による新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部改正についてである。第2条第4項における保険給付の用語の定義について、高額な自己負担額を軽減する仕組みとして、医療保険と介護保険を合算し限度額を超えた分を払い戻しする高額介護合算療養費が新たに創設されたため、追加するものである。次に、第3条の受給資格者についてである。施設入所者に対する住所地特例を適用した受給資格者の要件を規定しているが、後期高齢者医療制度においても、高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する住所地特例を適用させるため、条文整備を行うものである。次に、第4条第1項において、助成金を支給する場合に、自己負担額から控除するものとして、高額合算療養費を追加するものである。また、同条第2項の診療報酬の算定方法について、平成20年厚生労働省告示第59号によるものとなったことから、条文整備を行うものである。次に、第2条による新居浜市重度心身障害者医療

費助成条例の一部改正についてである。新居浜市母子家庭医療費助成条例の一部改正と同様に、第2条第2項の保険給付の定義について、高額介護合算療養費を追加し、第3条の受給資格の要件として、高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する特例を追加するものである。また、第4条第1項に高額合算療養費を追加し、同条第2項に平成20年厚生労働省告示第59号に基づく条文整備を行うものである。この条例は、交付の日から施行する予定である。

<経済部長>

議案第59号の新居浜市商業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。

提案理由であるが、新たに利用料金制を導入し、指定管理者の経営意欲と利用者のサービス向上を促すとともに、施設管理の経費削減及び会計事務の効率化を図るため、本案を提出するものである。具体的には、現行条例第17条の次に、第18条として利用料金、第19条として利用料金の減免、第20条として利用料金の還付を追加するものである。なお、この条例は、平成21年4月1日から施行したいと考えている。

<建設部長>

議案第60号の新居浜市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明する。

本市では、現在、新居浜市都市計画マスタープランに基づき、用途地域及び特定用途制限地域の見直しを行っており、事務手続きが順調に進めば、本年10月頃に都市計画決定される予定となっている。この都市計画の見直しの中で、特定用途制限地域に、都市の発展と産業の振興を図るための新たな区分として、産業居住地区を設けることに伴い、産業居住地区における特定の用途の建築物等についての制限を定め、秩序ある開発と地域の特性に応じた土地利用を誘導するため、本条例を改正するものである。改正の内容は、特定用途制限地域の市街地周辺地区、幹線道路沿道地区、田園居住地区の建築物等の用途の制限内容については従前通りで変更がなく、今回、新たに設ける産業居住地区について、建築物等の用途の制限を加えるものであり、その内容としては、都市計画に即し、建築基準法で定められている用途地域の規制である準工業地域の内容と同じになるような定めとしている。また、特定用途制限地域における建築物等の用途制限に関する条例第5条の2に新たに産業居住地区を加えることによる項目のずれに伴い、併せて必要な条文整備を行うものである。なお、今回、都市計画変更予定の産業居住地区は観音原地区と多喜浜地区で、2地区ともに田園居住地区からの変更である。特に危険性の大きい一定量以上の火薬や石油類などの貯蔵や処理施設以外については、建築が可能となり、一定規模の工場の他にも、3,000㎡を超える店舗や事務所、映画館等の娯楽施設の建築も可能となる。なお、この条例は、都市計画法の規定に基づく、産業居住地区に係る特定用途制限地域に関する都市計画の変更の告示の日から、施行したいと考えている。

市長 以上のおおりの説明であったが、質問等あるか。

福祉部長。中萩保育園の民営化に伴う保護者説明会について、何か変わったことはあったか。

福祉部長 今までの2園にはなかったことだが、募集要項の中に、引継ぎ保育の人件費補助

を追加するというところが違っている。

市長 中萩校区のまちづくり校区集会で発言された保護者の方がおり、今までの2園とは違う雰囲気かなと感じたのだが。

福祉部長 先日も説明会を行ったが、特に他の2園と変わったような雰囲気はなかった。今までと、ほとんど同じような質問、意見であった。

では、議案概要については以上のおりということで、よろしく願います。次の議題に移る。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 議会答弁課題の進捗状況報告についてであるが、特に報告が必要と考える項目ということに絞って、簡潔に説明をお願いします。これも、企画部から順番にお願いします。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明。経済部、消防本部は報告項目無し>

<企画部長>

企画部からは、3件報告する。

まず、17番の近代化産業ロマンの息づくまちづくりについて。近代化産業遺産の保存活用、世界遺産に向けての取組みということで、これ以外にもたくさんのご質問をいただいている。現在、山田社宅の現況調査を行っており、本年7月には、山根グラウンドの石積みについて、登録有形文化財申請を行った。それから、補正予算議案の中で申し上げたが、煙突山の土地の交換ということで、来年度以降、煙突とその周辺部の保存活用を検討していくこととしている。また、マイントピア別子の対岸にある旧端出場水力発電所についても、現在、協議を行っているところである。

次に、36番のパワーラインコミュニケーションについて。大石議員からご質問をいただいているが、ブロードバンドゼロ地域、別子山地域になるのだが、その解消に向けて取り組んでいくというお答えをしている。これについては、新市建設計画の中で検討をしております、その手法については、電力線を利用した通信回線であるパワーラインコミュニケーションではなく、広帯域無線アクセスシステム、WIMAXと言うが、これを利用していきたいと考えている。広帯域無線アクセスシステムについては、(株)ハートネットワークが無線局開設免許を4月に入って四国総合通信局に申請し、6月16日に免許が付与され、今年度中に弟地地区に無線局を設置、順次他の別子山地区にもアンテナを設置し、ブロードバンド整備を行うということで、デジタルデバイドの解消に努めていくこととしている。

次に、48番のふるさと納税について。真鍋議員から、ふるさと納税の寄附誘導策についてご質問があり、検討するとの答弁をしている。これも、補正予算議案の中でご説明したが、チラシの作成、あるいは寄附者へ贈呈する観光カレンダーの経費などを計上したところである。今後は、年末に向けて、全国にはま俱樂部や市内高校の同窓会などを通じて、チラシを配布するなど、積極的に広報活動を行っていきたいと考えている。

<総務部長>

総務部からは、2件報告する。

まず、項目番号24の車両管理について。消防本部及び水道局で管理している車両を除き、新居

浜市名義の車両で、管財課で集中管理していない車両、39台あるが、この39台について、公用車の効率的使用と管理の適正の観点から、再検証を行うこととしていたが、実態調査を行った結果、使用目的が特定されているうえ、車両を出先機関等に常時配備しなければならない等、特殊性、専門性があることが再確認された。また、それぞれに運転管理者を置くなど、適正に管理されていることが確認されたところから、従来通り、集中管理ではなく出先機関等で管理することが適当と判断している。このようなことから、今後とも、実態に即した管理を随時検証していく必要はあるが、答弁課題からは削除したいと考えている。

次に、項目番号27の自動販売機設置の統一基準策定について。関係課所を構成メンバーとする自動販売機設置基準策定検討会を設置した。自動販売機設置の法的な考え方等についての共通認識を図るとともに、大條議員作成の資料の確認、今後の検討の方向等について協議をしている。現在、自動販売機設置の詳細な実態や県内各市の状況、あるいは設置基準を設けている自治体の規定等を調査しているが、今後、検討会を重ね、できれば年内に設置基準の原案を作成し、庁内合意を得て、設置の統一基準を策定したいと考えている。

<福祉部長>

福祉部からは、2件報告する。

まず、23番の特定不妊治療について。これについては、8月13日の企画財政会議において、「特定不妊治療に要した費用から県助成金を差引いた残りの額に対して、年5万円を限度として通算5年間助成する。」という案の協議をしたところである。

次に、24番の休日夜間急患センターの市外利用者に係る費用負担について広域で協議すべきではないかということについて。今現在は、急患センターの小児救急の診療時間の延長を議題として、関係者間で協議をしているところであり、ご質問の両市への費用負担については、現段階では、協議する状況にはないと判断している。まずは、本市の小児救急医療の体制を確保してから、その後に、この問題については検討していきたいと考えている。

<市民部長>

市民部からは、4項目。

まず、7番の審議会等の情報公開・共有の充実については、新居浜市審議会等の公開に関する要綱があり、その要綱を各部署において遵守していただくよう周知徹底を図っているところである。今後においても、必要に応じ適宜、文書を送付するなどをしていきたいと考えている。よって、対応結果としては、周知徹底は継続していくが、一応、完了ということにしたい。

次に、20番の地域コミュニティに対する支援策について。25番の自治会に対する支援策も同趣旨の質問であるが、6月に制定した新居浜市地域コミュニティ活動交付金要綱に基づき、現在作業を進めているので、完了という扱いにしたいと考えている。

次に、23番のワンストップサービスについて。この件については、従来からも検討課題として進めてきた。この8月29日に企画財政会議で審議することとしているが、なお検討していくこととしたい。

最後に、26番の消費者行政について。「消費者生活センターという名称に変更してはどうか。」

ということについては、平成21年度の消費者庁設置等に伴う国の市町村における消費生活センターへの支援策等を見ながら、検討していきたいと考えている。

<環境部長>

環境部は1項目報告する。

8番のリユース工場の整備について。リユース工場の在り方を考えるという答弁をしているが、現在、リユースネットワーク支援事業の中で、福祉機器とか自転車のリユースを行っており、特に自転車においては、年間100件程度リユースし市民の方に提供して効果を挙げている。市内では、家具、衣類、電気製品などの民間のリサイクルショップが最近できており、リユースができる受け皿は整っている状況にあると考えている。また、リユース工場の他の目的でもある市民環境活動の促進、市民意識の啓発、環境学習の推進というようなことについては、昨年発足した環境市民会議の中で対応ができると考えており、初期の目的がほぼ達成できたことから、答弁課題から削除することとしたい。なお、これについては、10カ年の予算からも除外されており、また、今年度から重要事業及び懸案事項管理表からは削除しており、今後は、環境ひろば等で、リユース工場の内容について進めていく必要があるかと考えている。

<建設部長>

建設部からは、6項目について、内容・見直しなどについて、状況を説明する。

まず、3番の別子山活性化推進住宅整備事業について。現在、活性化住宅建設予定地を既存の活性化住宅に隣接する瓜生野地区とし、建築仕様・建設スケジュールなどについて、会派説明を行った。今後、現予算の中で、用地測量を行い、土地鑑定評価を依頼し、今年度内に用地を取得し、来年度に土地造成・建物4戸の建設工事を行う計画としている。なお、現在の予算については、12月に補正を予定している。

次に、8番の角野船木線について。施工中である第一工区の山根公園から市道新田東縦道線までの延長327m区間については、今年度中の事業完了に向け、現在取り組みをしている。次期工区である新居浜インターから市道国領高祖線までの延長約680m区間については、地積調査事業の説明会を8月29日に行うこととしており、引き続き用地測量・物件調査を行う予定としている。

次に、15番の用途地域の変更について。先ほど、条例改正の中で少しご説明したが、用途地域及び特定用途制限地域の変更については、8月29日に市の都市計画審議会の開催を予定しており、順調に進めば、知事の同意を得て、10月頃に都市計画変更決定となる予定である。

次に、18番の山根公園について。山根公園のテニスコートの改築については、6月に補正予算が確定し、今年度、改築ができる予定となったので、関連する項目を含め削除したいと思っている。工事の発注については、教育委員会の協力をいただきながら、9月末に発注したいと考えている。

次に、24番の快適な生活空間の形成について。身近な公園が不足しているということを受け、補正予算の概要説明の中でもあったが、県立新居浜病院北側の今治養護学校の西側用地を公園用地として、県の公営企業局から無償借地の同意が得られたことから、9月の補正予算に公園整備をするための実施設計と敷地の荒造成に必要な経費を計上しており、承認が得られたのち測量・設計を行い、その成果をもとに11月上旬には、土地の賃貸借契約をしたいと考えている。施設整備につ

いては、21・22年度の2カ年で考えている。また、本件については、先週金曜日の8月22日に中萩校区連合自治会長と協議し、地元自治会等への説明について、現在、調整中である。

次に、33番の中央公園内公衆トイレについて。このトイレの駐車場の確保については、中央公園北側の現在駐車スペースとして利用している利用者と管理者に、駐車スペースの確保について協議を行ったが、代替の駐車場を求められた。現在、情報収集をしているところであるが、状況としては少し難しいのではないかと考えている。

<教育委員会事務局長>

9番の学校給食センターの栄養士と調理員の増員について。栄養士については、配置基準で2名となっているため、増員はしないこととした。また、調理員についても、当初から4,000食での配置をしていること、他市の類似施設と比較しても特に少ないというものは見えないので、増員はしないこととした。ただ、調理員が急に休んだ場合、食数の関係で、栄養士や他の調理員に負担をかけることがあるということで、調理員の代員制度をこの6月から導入した。

市長 議会答弁課題の進捗状況は、以上のとおりである。あらかじめ聞いている項目もあるが、何か質問等あるか。

副市長 お願いであるが、整理表の書き方である。企画部などは、変更・追加箇所を朱書きしており、前回報告時からの進捗状況が理解しやすく、いい資料として使える。次回から、このようによろしく願いたい。

それと、議会答弁課題と直接には関係していないが、あかがね基金についてである。寄附をしたいという話が、このところ2、3件出ているが、パンフレットは作っているのか。

企画部長 現在、既定予算で印刷中である。

副市長 ふるさと納税との関連もあろうが、できるだけ早く願いたい。

市長 他にないか。では、以上のとおりということで、連絡事項に移る。

3 連絡事項

市長 各部局、何か連絡事項はあるか。よろしいか。

消防長。昨日から、今治市の朝倉で大規模な山火事が起きているが、応援に行かなくていいのか。

消防長 まだ延焼中ということであるが、今のところ、応援の要請はない。

市長 では、最初にも申し上げたが、8月は大変暑かったのでお疲れではないかと思うが、9月議会があるので、よろしく願いたい。これで第6回庁議を終わる。